

令和2年3月6日

一般社団法人全国信用保証協会連合会
会長 安藤 立美 殿

経済産業大臣 梶山 弘志

新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえた事業者の資金繰り支援について

今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、事業者の資金繰りに重大な支障が生じることがないように、事業者の実情に応じた柔軟な対応に全力をあげて取り組むよう、よろしくお願ひしたい。特に、年度末の金融繁忙期が控えていることも考慮し、下記事項について要請するので、貴連合会傘下の各信用保証協会におかれては、適切かつ迅速に必要な対応を講じるとともに、本店・各支店に対して周知・徹底していただきたい。

経済産業省としても、これらの措置が確実に実行されるよう、必要な指導、監督等を実施する。

記

1. 事業者の業況や当面の資金繰り等について、休日の相談受付を含む緊急相談窓口等を通じて、きめ細かく実態把握を行い、金融機関とも連携し、適切かつ迅速に事業者の資金繰り支援に取り組むこと。
2. 年度末の金融繁忙期を控え事業者からの相談が増加している中、「相談を申込んだところ、面談までに1週間以上かかる」など、金融機関等の対応が適切ではないとの声が聞かれることを踏まえ、相談受付や保証審査・承諾等に全力を挙げて最大限のスピードで取り組むこと。
3. 既往債務について、事業者の状況を丁寧にフォローアップしつつ、元本・金利を含めた返済猶予等の条件変更について、迅速かつ柔軟に対応すること。
4. 保証審査に際しては、保証申込先の赤字や債務超過、貸出条件の変更といった形式的な事象のみで判断するのではなく、事業者の実情に応じて、最大限の配慮を行うこと。また、事業者から不必要に多大な書類等を徴求することがないように配慮すること。
5. 金融面からの支援を最優先としつつ、これまで培われた経営支援や財務アドバイスの知識・経験も十分に活用し、金融機関とも連携し、万全の体制で事業者の経営支援に取り組むこと。
6. 上記の対応が徹底されるよう、必要な措置を講じるとともに、本店・各支店に対して、周知・徹底すること。

以 上